

介護職員の宿舎施設整備支援事業補助金交付要綱

3 福保高介第 6 2 5 号

令和 3 年 7 月 7 日

一部改正 3 福保高介第 1 8 5 7 号

令和 4 年 3 月 1 7 日

一部改正 4 福保高介第 2 1 6 4 号

令和 5 年 3 月 3 0 日

一部改正 5 福祉高介第 1 6 5 3 号

令和 6 年 3 月 2 9 日

第 1 通則

介護職員の宿舎施設整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）は、東京都地域医療介護総合確保基金事業（介護分）実施要綱（平成 2 7 年 1 0 月 2 7 日付 2 7 福保高計第 3 3 6 号）に基づき実施する事業に係る経費の一部を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成 2 6 年 9 月 1 2 日付医政発 0 9 1 2 第 5 号・老発 0 9 1 2 第 1 号・保発 0 9 1 2 第 2 号の別紙、令和 3 年 1 2 月 2 1 日付医政発 1 2 2 1 第 7 号・老発 1 2 2 1 第 1 号・保発 1 2 2 1 第 2 号により一部改正）及び東京都補助金等交付規則（昭和 3 7 年東京都規則第 1 4 1 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第 2 目的

この要綱は、介護サービス事業者が実施する、介護職員等の宿舎の整備に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、働きやすい職場環境を実現し、介護人材の確保定着を図ることを目的とする。

第 3 補助対象者

都内に所在する、別表第 1 欄に定める介護サービス施設等（以下「施設等」という。）の設置者が、当該施設等に勤務する介護職員等の宿舎を整備した場合に、補助の対象とする。

第 4 暴力団等の排除

次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 2 3 年東京都条例第 5 4 号。以下、「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの
- (3) 社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）、老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）又はこれらの法律に基づく命令に違反する事実

がある法人

第5 補助対象事業

この補助金の対象となる事業は、次によることとする。

- (1) 地域の実情や利用者のニーズに応じて柔軟に整備できるよう、宿舍の定員規模や設備（居室類型、入居者の1人当たりの居室の床面積や台所、浴室、便所及び洗面設備等）は問わない。ただし、補助対象となるのは、別表第1欄に掲げる施設等に勤務する職員数分の定員規模までであって、1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡以下を基準面積とする。
- (2) 家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設等の状況その他の事情を勘案し、近傍（原則として本事業で整備する宿舍の所在する区市町村内の地域内とする。）類似の家賃と比較して低廉なものとすること。
- (3) 入居者については、別表第1欄に掲げる施設等に勤務する介護職員等（職種は問わず、幅広く対象とする。）でなければならない。ただし、当該施設等の介護職員等の利用に支障のない範囲（定員規模の2割以内）において、当該介護職員等の家族等や別表第1欄に掲げる以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えない。
- (4) 土地所有者（オーナー）が施設等運営事業者の有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とする。また、宿舍の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付を受ける施設等運営事業者は、本事業で整備する宿舍所有者から宿舍を一括して借り上げ入居者に転貸することを条件とする。

第6 整備区分

この要綱において「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創設	新たに宿舍を整備すること。 ※ 空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して、宿舍を整備する事業を含む。 ※ 空き家等の既存建物を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、宿舍を整備する事業を含む。
増築	既存の宿舍の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存の宿舍を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに宿舍を整備すること。（一部改築を含む。） ※ 取壊し費用も対象とすることができる。 ※ 既存宿舍を移転して改築する事業を含む。この場合、既存宿舍を取り壊すかどうかは問わない。

増改築	既存の宿舎を取り壊して、新たに宿舎を整備するのにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。） ※ 取壊し費用も対象とすることができる。 ※ 既存宿舎を移転して改築する事業を含む。この場合、既存宿舎を取り壊すかどうかは問わない。
改修	既存の宿舎を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

第7 補助対象経費

この補助金の対象となる経費は、施設等の職員宿舎の新築、増改築及び改修に要する工事費とする。ただし、次に掲げる費用を除く。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、さく、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると知事が認める場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (5) 建物に固着しない設備や備品の購入等に要する経費
- (6) その他整備費として知事が適当と認めない費用

第8 補助金の額の算定方法

この補助金は、別表第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める補助基準額と第4欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額を、都の予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

第9 交付申請

この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、知事が別に定める期日までに、交付申請書(第1号様式)を知事に提出しなければならない。

第10 交付決定及び通知

知事は、第9の規定に基づく交付申請があった場合は、交付申請書及び関係書類の審査、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、第13に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知する。

第11 変更申請手続

申請者は、この補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加の交付申請等を行う場合には、変更交付申請書(第2号様式)を別に定める期日までに知事に提出するものとする。

第12 交付時期

知事は、第 13 の 10 による補助金の額確定後、速やかに補助金を支払うものとする。

第 13 交付の条件

1 事情変更による決定の取消し等

知事は、この補助金の交付の決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 補助事業に係る契約

- (1) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (2) 補助事業を実施するために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都が行う契約手続きの取り扱いに準拠しなければならない。

3 寄附金収入の制限

事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

4 他の補助金との重複禁止

この要綱による補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。ただし、対象経費のうち、事業者が負担する部分について、区市町村がその一部を補助する場合を除く。

5 承認事項

次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき（軽微なものを除く。）。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

6 事故報告

補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行の見通し等を速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

7 状況報告

補助対象事業者は、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときに、それらの事実があったときから 10 日以内に補助事業の進捗状況を第 3 号様式により、知事に提出し報告しなければならない。また、補助事業の適正を期する必要から報告又は帳簿書類等の提出を求められたときは、適切に対応しなければならない。

8 補助事業の遂行命令

この要綱の規定による報告、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これらに従って補助事業を遂行することを命ずることがあり、この命令に違反したときは、補助事業の一時停止を命ずることがある。

9 実績報告

補助対象事業者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、それらの事実があったときから10日以内に実績報告書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

10 補助金の額の確定

知事は、9の規定による実績報告について、審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、当該補助対象事業者に対し、交付すべき補助金の額を確定し、通知する。

11 消費税等に係る税額控除の申告

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合(仕入税額控除が0円の場合を含む。)は、第5号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自らの消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都に納付しなければならない。

12 是正のための措置

10の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることがあり、この命令により必要な処置をした場合、改めて9の実績報告を行わなければならない。

13 決定の取消し

(1) 次のアからエまでのいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は規則に基づく命令に違反したとき。

エ 交付決定を受けた者(法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。)が、第4ただし書きに該当するに至ったとき。

(2) (1)の規定は、10により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

14 補助金の返還

1及び13の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事は、その返還を命ずる。

知事は、10の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その補助金の返還を命ずる。

15 違約加算金

13(1)の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合は、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

16 延滞金

知事が補助対象事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助対象事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助対象事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

17 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助対象事業者に対し補助金の返還を命じ、補助対象事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助対象事業者に対し、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

18 財産処分の制限

補助事業等により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却財産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

19 財産の管理・運用

補助対象事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

20 財産処分に伴う収入の納付

知事の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都に納付しなければならない。

21 帳簿及び書類の保管

補助対象事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

22 根抵当権設定の禁止

補助対象事業者は、補助を受けようとする職員宿舍の土地及び建物について、根抵当権を設定しないこと。

第 14 申請の撤回

申請者は、この交付の決定の内容又はこれに付けられた条件に異議があるときは、この交付の決定の通知受領後 14 日以内に、申請の撤回をすることができる。

附 則（3 福保高介第 6 2 5 号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日より適用する。

附 則（3 福保高介第 1 8 5 7 号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（4 福保高介第 2 1 6 4 号）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（5 福祉高介第 1 6 5 3 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第6 関係）

1 対象施設等	2 補助基準額	3 補助率	4 対象経費
(1) 特別養護老人ホーム	(1)に掲げる基準面積に、(2)に掲げる宿舍の定員及び(3)に掲げる単価を乗じた額 (1) 基準面積 1 定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡ (2) 宿舍の定員 対象施設等の職員数分の定員規模 (3) 単価 次のアからウまでに掲げる施設の構造のうち、該当するものに係る額 ア 鉄筋コンクリート造り 187,400円 イ ブロック造り 163,800円 ウ 木造 187,400円 ※実際の建築面積、単価が上記を下回る場合には、実際の建築面積、定員、単価で基準額を算定するものとする。	1/3	第1欄に定める施設等の職員宿舍の整備（宿舍の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
(2) 介護老人保健施設			
(3) 介護医療院			
(4) ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
(5) 認知症高齢者グループホーム			
(6) 小規模多機能型居宅介護事業所			
(7) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
(8) 看護小規模多機能型居宅介護事業所			
(9) 有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
(10) サービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			

※ いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。

※ 国又は地方公共団体が設置する事業所（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規程により指定管理者が管理するものを含む）は除く。

※ 介護保険法（平成9年法律第123号）第72条の2の規程による共生型サービスは除く。